

こんな相談を頂いています！

R6.12月・R7.1月の相談より 抜粋

\*QAでは「こんな質問がきています！」という紹介をさせていただいています。  
回答内容は実際に回答しているうちの、ほんの一部だけを載せています。



Q

退院後、3日目に再入院された場合、初回加算と入院時情報連携加算の両方を算定することができますか？

A

それぞれの加算は、算定理由が異なりますので、在宅にいる日数に関係なく初回加算と入院時情報連携加算の両方を算定することが可能と思われます。

Q

介護認定の判定期間は、介護保険法に基づき原則 30 日以内とされているが、更新期間中に認定が出ず、暫定のサービス調整になって利用者に迷惑をかける結果になっています。もう少し、早く認定結果が出せるよう、私達から働きかけることはできるのでしょうか

A

多くのケアマネジャーも同じように感じていると思います。  
川崎市介護支援専門員連絡会を通じ頂いたご意見として、ご利用者様に不利益となる状況が発生していることを川崎市担当課へきちんと伝えることができると思います。

Q

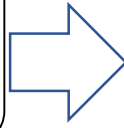
訪問介護の生活援助届出について身体1生活1も届出の対象としてカウントするのでしょうか

A

「訪問介護・ケアマネジメントツール～生活援助の考え方～H30.12.1 改訂版」によると合成コード（身体・生活）はカウント対象外となっています。

**Q**

ノンアルコール飲料は訪問介護で  
購入可能ですか？

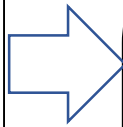


**A**

アルコール、煙草については、利用者の健康に影響を及ぼす可能性があるため、日常品の買物としての訪問介護での対応は望ましくないと考えられます。ノンアルコールに関しては、菓子類やジュース等の購入の扱いと同等の判断でもよろしいのではないのでしょうか。

**Q**

ポイントカードが携帯に入っています。訪問介護で携帯ごと預かってポイントをつけてくれますか？



**A**

携帯電話の扱いについては、紛失による個人情報の流出等のリスクもありますので、ヘルパーが安易に預かることについては、よく検討が必要かと思われます。

但し、世の中の流れとしてキャッシュレス化が進んでいますので、今後現金の扱い方も変わって来ることが予想されますので、課題として考えないといけないことですね

## ご相談者様からの声



この度は迅速にご対応頂いてありがとうございました。自身で調べるだけでは見逃してしまう部分もあり、内容について記載されている部分を詳しく教えて頂いた点も助かりました。